



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信
2023年9月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

相続時精算課税制度が改正されます。

何が変わる？

2024年1月から適用される今回の改正により、従来まであった特別控除の2,500万円とは別に年間110万円まで基礎控除が認められることになりました。

また、従来までの相続時精算課税制度は少額の贈与でも贈与税申告が必要でしたが、今回の改正により、年間110万円以下の贈与については贈与税申告が不要になりました。

メリット

新しい相続時精算課税制度のメリットは3点あります。

- 1つ目は、年間110万円までは生前贈与を行っても暦年課税のように生前贈与加算が無いことです。
- 2つ目は、特別控除2500万円を使い切ってしまうと、毎年110万円は変わらず基礎控除として有効活用することが出来ることです。
- 3つ目は、将来値上がりの期待できる財産を早めに贈与すれば、相続税を抑えることが出来ることです。

注意点

今回の改正により相続時精算課税制度のメリットが高まる一方で、注意点もあります。

- 1つ目は、年間110万円を超えたら贈与税申告が必要になることです。
- 2つ目は、相続時精算課税制度を選択した場合、暦年課税制度には戻れなくなることです。
- 3つ目は、小規模宅地等の特例が使用できなくなることです。

相続時精算課税制度を選択して贈与をし、贈与税がかからなかったとしても、小規模宅地等の特例が使えないことでかえって相続税が高額になる可能性がありますので、小規模宅地等の特例が適用できそうな土地を贈与する場合は慎重に検討する必要があります。

- 4つ目は、判断と計算が非常に面倒になることです。

今回の改正により、年間110万円の基礎控除を超える部分は期間関係なく相続財産に加算されます。そのため、この制度が利用しやすくなった反面、どこまでが基礎控除の範囲でどこからが相続税の対象になるかきちんと記録していないと、いざ相続が発生したときに相続財産に加算する贈与財産の計上漏れや過大計上が生じる可能性があります。

今回の改正により利用しやすくなったとはいえ、相続時精算課税制度は相変わらず慎重に選択すべき制度です。ご不明な点、気になる点がございましたら当事務所までご相談ください。

(中村 記)

